

**利用証には有効期限があります。**

**引き続き利用するには**

**更新手続きが必要です。**



身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び難病の方がお使いの利用証の有効期限は5年です。有効期限を経過した利用証は使用できません。

有効期限が経過する3か月前から順次更新手続きを受け付けますので、  
利用証に表示されている有効期限を確認し、期限月の末日までに、窓口または郵送により手続きを行ってください。

**例：平成29年9月末が有効期限の利用証をお持ちの方**

⇒ **平成29年7月1日から更新の手続きができます。**

詳しくは、裏面または県ホームページ

三重県 おもいやり駐車場

検索

(<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>) をご覧ください。

平成29年7月から、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び難病の方に交付する利用証の有効期限を廃止します。更新後は、利用証の交付基準に該当しなくなるまでお使いいただけます。

なお、障がいの等級の変更等により交付基準に該当しなくなった場合など利用証が必要でなくなった場合は、県地域福祉課、県福祉事務所・保健所、各市町の申請窓口へ直接または郵送により返却してください。

## 【利用証の更新手続きについて】

以下のいずれかの方法で申請してください。

### (1) 窓口申請の場合

県庁（地域福祉課）、県福祉事務所（北勢、多気度会、紀北、紀南）、県保健所（鈴鹿、津、松阪、伊賀）、県障害者相談支援センター、お住まいの市役所、町役場の窓口で申請できます。

●要件が確認できる下記に記載の**確認書類**とお持ちの**利用証**をお持ちください。

申請書は窓口で記載いただけます。

区 分	確認書類
①身体障がい者	身体障害者手帳
②知的障がい者	療育手帳
③精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳
④要介護高齢者	介護保険被保険者証
⑤難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券
⑥けが人・その他	医師の証明書

### (2) 郵送申請の場合

①申請書(必要事項記載)、②上記(1)の区分に応じた障害者手帳等確認書類の写し(医師の証明書は原本)を下記送付先に送付してください。

※障害者手帳は、障がい名、等級、氏名、生年月日が確認できる部分をコピーしてください。

※代理人申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）の写しも同封してください。

送付先：〒514-8570（住所は不要です。）

三重県健康福祉部地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

※申請書は、市町および県の受付窓口にあります。

県ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>

三重県 おもいやり駐車場 検索

お問い合わせ先

三重県健康福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班

電話：059-224-3349

FAX：059-224-3085

E-mail：[ud@pref.mie.jp](mailto:ud@pref.mie.jp)